

株 主 各 位

第157期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当社は、第157期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yamato-hd.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

- 連結計算書類の連結注記表…………… 1～12頁
- 計算書類の個別注記表……………13～18頁

ヤマトホールディングス株式会社

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 30社

主要な連結子会社の名称

ヤマト運輸(株)	沖縄ヤマト運輸(株)	YAMATO TRANSPORT U.S.A.,INC.
YAMATO ASIA PTE.LTD.	雅瑪多(香港)有限公司	ヤマトボックスチャーター(株)
ヤマトシステム開発(株)	ヤマトオートワークス(株)	

当期において、ヤマトグローバルエクスプレス株式会社、ヤマトロジスティクス株式会社、ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社、ヤマトパッキングサービス株式会社、ヤマト包装技術研究所株式会社、ヤマトフィナンシャル株式会社およびヤマトマネジメントサービス株式会社は、ヤマト運輸株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅会社となり、連結の範囲から除外しております。また、雅瑪多(中国)運輸有限公司は清算終了したこと、ヤマトホームコンビニエンス株式会社は株式の一部を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社等

子会社のうち、OTL ASIA SDN. BHD.他の非連結子会社は、総資産、営業収益、当期純利益および利益剰余金等がいずれも重要性に乏しく、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数 22社

主要な会社等の名称

Packcity Japan(株)	GDEX BHD.
ヤマトホームコンビニエンス(株)	ヤマトリース(株)

当期より、ヤマトホームコンビニエンス株式会社は株式の一部譲渡により、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。また、SCG YAMATO EXPRESS CO., LTD. および広州威時沛運集団有限公司は、保有する株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社

持分法を適用していないOTL ASIA SDN. BHD.他の非連結子会社およびYAMATO UNYU(THAILAND) CO., LTD.他の関連会社は、当期純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも重要性に乏しく、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類または仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC.他の在外連結子会社9社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を採用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資

(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

…組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法 ただし、ソフトウェアについては、見込利用可能期間5年以内の定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額に基づき計上しております。在外連結子会社は該当ありません。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

i. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ii. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主に5年)による定額法により按分した額を、発生年度の翌期から費用処理しております。

iii. 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

i. リテール部門

リテール部門では、主に宅急便をはじめとする小口貨物の運送サービスを提供しております。当該運送サービスにおいては、顧客との契約に基づき、顧客の求めに応じて貨物を集荷、配送するサービスを提供しており、当該サービスに係る収益は、指定された配達先への配送を完了できなかった場合でも、すでに実行された輸送工程を他社が再度実行する必要がないことから、配送の進捗度によって測定される履行義務の充足に応じて認識しております。

ii. 法人部門

法人部門では、主にリテール部門と同様の運送サービスに加えて、顧客のサプライチェーン全体への価値提供のために、貨物の保管や入出荷作業などを行うロジスティクス業務などの物流支援サービスを提供しております。当該物流支援サービスにおいては、顧客との契約に基づき、貨物を集荷、保管、梱包、配送するサービスを提供しており、顧客と契約上合意した工程を一つの履行義務として認識しております。契約に基づく各工程の収益は、作業の進捗に応じて顧客がその経済的便益を享受することから、作業の進捗度によって測定される履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更等に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当期の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、ヤマトグループの主力商品である宅急便を含む運送収入など一部の取引について、従来は荷受時等の一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務の充足に伴って収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当期の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当期の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前期の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた、「受取手形及び売掛金」は、当期より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当期の営業収益は2,081百万円、営業

原価は1,997百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ84百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は3,343百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は、連結注記表「10. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更および耐用年数の変更)

有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法については、従来、当社および国内連結子会社では定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しておりましたが、当期から定額法に変更しております。なお、在外連結子会社では従来より定額法を採用しております。

ヤマトグループは、中期経営計画「Oneヤマト2023」に基づき、顧客セグメント単位の全体最適な組織に変革し、経営のスピードをより速めるため、2021年4月にヤマト運輸株式会社がグループ7社の吸収合併、および吸収分割を実施し、「Oneヤマト」としての経営体制へ移行しました。これを契機として、国内の有形固定資産の使用状況を検討しました。

その結果、国内における資産の使用状況は安定的に推移すると見込まれるため、定額法による費用配分が、資産の使用実態をより合理的に反映できると判断し、定額法に変更しております。

また、当社および国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法の変更の検討を契機に、有形固定資産の使用実態の調査を行った結果、当期から、一部の車両運搬具について耐用年数をより実態に即した経済的使用可能予測期間に基づく耐用年数に見直し、将来にわたって変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当期の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ13,075百万円増加しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当期の連結計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当期に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

有形固定資産	429,878百万円
無形固定資産	45,646百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

なお、資産グループについて、管理会計上の区分、投資の意思決定を行う際の単位を基準としており、ヤマト運輸株式会社については、当期の新たなグループ経営体制への移行に伴い、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮してグルーピングの見直しを行い、リテール、法人、グローバルSCM、ECの4つの事業本部をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングし、輸送、デジタル、プラットフォーム、プロフェッショナルサービスの4つの機能本部およびコーポレート部門に紐づく資産を共用資産としております。上記有形固定資産および無形固定資産については、リテール部門が大多数を保有しており、当該事業の固定資産の減損損失の認識の判定において使用する割引前将来キャッシュ・フローは、宅急便単価や宅急便取扱数量が重要な仮定として含まれた将来の経営計画に基づいており、これらの仮定が将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受けることにより、見直しが必要になった場合、翌期以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報に関する注記

(業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」について)

当社は、取締役（社外取締役を除く）および、取締役を兼務しない執行役員等（以下「役員」）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (Board Benefit Trust))」(以下「本制度」)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」）を通じて取得され、役員に対し当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」）が本信託を通じて給付される「業績連動型株式報酬制度」であります。なお、役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

(2) 会計処理

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じています。

(3) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当期末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は1,376百万円、483千株であります。

(退職金制度の改定)

当社は、2021年4月に退職金制度の改定について決議し、2021年7月を規程の改定日、2021年10月を規程の施行日として一時金制度の給付水準を変更するとともに、企業年金基金制度を確

定給付企業年金から確定拠出年金の制度へ移行しております。

本制度の移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用しております。

その結果、当期において、一時金制度の給付水準の変更によって発生する過去勤務費用については、退職給付制度改定費用14,999百万円を特別損失に計上しております。また、企業年金基金制度を確定給付企業年金から確定拠出年金の制度へ移行することによって発生する制度移行損益について、退職給付制度移行益1,419百万円を特別利益に計上しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債

① 受取手形、売掛金及び契約資産のうち顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	1,242百万円
売掛金	186,762百万円
契約資産	4,688百万円

② その他の流動負債のうち契約負債の金額

契約負債	12,887百万円
------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

(3) 保証債務残高

借入金等に対する債務保証	32百万円
--------------	-------

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の額は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(2) 減損損失

当期において、ヤマトグループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	地域	減損損失(百万円)
支店及び センター店 他	ソフトウェア、 車両運搬具 他	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 本社(東京都中央区)および、 東京統括支店(東京都杉並区)など7件 他 1件	2,420

ヤマトグループは管理会計上の区分、投資の意思決定を行う際の単位を基準として、ヤマト運輸株式会社については、当期の新たなグループ経営体制への移行に伴い、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮してグルーピングの見直しを行い、リテール、法人、グローバルSCM、ECの4つの事業本部をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングし、輸送、デジタル、プラットフォーム、プロフェッショナルサービスの4つの機能本部およびコーポレート部門に紐づく資産を共用資産としております。

当期において、ヤマトホームコンビニエンス株式会社本社および東京統括支店他6件の資産グループについて、将来の使用が見込まれない、または、営業活動から生ずる損益の継続的なマ

イナス、もしくは、市場価格の著しい下落等が認められたため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,420百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

その主な内訳は、ソフトウェア1,275百万円、その他の無形固定資産674百万円および車両運搬具400百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額を使用価値により測定する場合は、将来キャッシュ・フローを割引率5.23%で割り引いて算定しております。また、回収可能価額を正味売却価額により測定する場合は、遊休資産については零として、遊休資産以外の資産については、主として不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額もしくは公示価格に基づいて評価しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	388,575	—	—	388,575
合計	388,575	—	—	388,575
自己株式				
普通株式(注)	17,550	4,533	0	22,084
合計	17,550	4,533	0	22,084

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 (当期首483千株、当期末483千株) が含まれております。

普通株式の自己株式の株式数の増加4,533千株は、自己株式の買付による増加4,533千株などであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月17日 取締役会	普通株式	11,145	30	2021年3月31日	2021年6月3日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	8,544	23	2021年9月30日	2021年12月10日

(注) 1. 2021年5月17日取締役会の決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

2. 2021年11月12日取締役会の決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月17日 取締役会	普通株式	8,440	利益剰余金	23	2022年3月31日	2022年6月2日

(注) 2022年5月17日取締役会の決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

ヤマトグループは、さらなる事業の成長をはかるため、ネットワーク構築等に対する投資計画に照らし、必要資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、主に借入金の金利変動リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は実施しておりません。

また、一部の連結子会社では、信用購入あっせん業を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、割賦売掛金等は、取引相手先の信用リスクを伴っており、期日ごとの入金管理、未収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクを伴っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その大半が1年以内の支払期日であります。

短期借入金および長期借入金は主に金融事業に係る資金調達であります。借入金は主に変動金利で調達しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクを伴っておりますが、ヤマトグループでは、各社が資金決済、記帳、残高モニタリングおよび資金繰り管理を実施するなどのリスク管理を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
受取手形、売掛金及び契約資産	218,922		—
貸倒引当金	△ 157		
	218,765	218,777	11
割賦売掛金	48,055		—
貸倒引当金	△ 936		
割賦利益繰延	(4,714)		
	42,405	46,955	4,550
投資有価証券			
その他有価証券	21,562	21,562	—
関連会社株式	6,667	10,127	3,459
短期借入金	(15,000)	(15,000)	—

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額および時価において、負債に計上されているものは、() で示しております。
2. 「現金及び預金」については、現金であること、および預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
3. 「受取手形、売掛金及び契約資産」においては、短期間で決済されない受取手形、売掛金及び契約資産に対応する貸倒引当金を控除しております。
4. 「割賦売掛金」においては、対応する貸倒引当金および割賦利益繰延を控除しております。
5. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品は、非上場株式および出資金であり、連結貸借対照表計上額は11,256百万円であります。
6. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は8,485百万円であります。
7. 「支払手形及び買掛金」については、その大半が1年以内の支払期日であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他有価証券				
株式	21,562	—	—	21,562
資 産 計	21,562	—	—	21,562

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	218,777	—	218,777
割賦売掛金	—	46,955	—	46,955
投資有価証券 関連会社株式				
株式	10,127	—	—	10,127
資 産 計	10,127	265,733	—	275,860
短期借入金	—	15,000	—	15,000
負 債 計	—	15,000	—	15,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

割賦売掛金

割賦売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金

短期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	リテール部門	法人部門	その他 (注) 1	合 計
運送収入	1,144,359	598,306	50,967	1,793,632
物流支援収入	3,587	249,637	—	253,225
その他	28,183	33,022	171,975	233,181
顧客との契約から生じる収益	1,176,130	880,966	222,942	2,280,039
その他の収益 (注) 2	—	—	4,583	4,583
合計 (合算)	1,176,130	880,966	227,526	2,284,622
セグメント内の内部営業収益又は振替高	△ 3,715	△ 42,690	△ 18,327	△ 64,733
報告セグメントの営業収益	1,172,414	838,276	209,198	2,219,889
セグメント間の内部営業収益又は振替高	△ 279,017	△ 26,090	△ 121,163	△ 426,271
外部顧客への営業収益	893,396	812,185	88,035	1,793,618

(注) 1. その他には、生活関連サービスのヤマトホームコンビニエンス株式会社、情報システム開発のヤマトシステム開発株式会社、運送事業者向け車両管理一括代行サービスのヤマトオートワークス株式会社等を含めております。

2. その他の収益は、割賦販売等、企業会計基準第10号「金融商品会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5) 会計方針に関する事項 ⑥収益及び費用の計上基準」に同一の内容については、注記を省略しております。

なお、いずれの契約にも重要な金融要素や変動対価は含まれておらず、サービス提供に対する契約上の対価は、収益の認識時点から概ね30～70日で収受しております。また、リテール部門における個人顧客などへの運送サービスの契約上の対価は、貨物の引き受け時点で収受しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当期末において存在する顧客との契約から翌期以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当 期
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	178,323
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	188,004
契約資産（期首残高）	4,146
契約資産（期末残高）	4,688
契約負債（期首残高）	11,444
契約負債（期末残高）	12,887

契約資産は主に、宅急便取引において認識されており、期末日までの配送の進捗状況に応じた収益の見積もりにより認識されています。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、宅急便取引に係るクロネコメンバー割に加入した顧客から受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当期に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、9,558百万円であります。

また、過去の期間に充足した履行義務から、当期に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内である履行義務、ならびに現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している履行義務は含めておりません。その結果、残存履行義務に配分した取引価格として注記すべき重要な履行義務はありません。

なお、当初に予想される契約期間が1年以内の履行義務は、主にリテール部門における宅急便取引等です。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,611円34銭
 (2) 1株当たり当期純利益 151円03銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式および1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式については、自己名義所有株式分を控除する他、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式（当期末483千株、期中平均株式数483千株）を控除して算定しております。

2. 連結注記表「2. 会計方針の変更等に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84条ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当期の1株当たり純資産額は9円22銭減少しております。なお、1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

個 別 注 記 表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
 - …時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等
 - …移動平均法による原価法
 - 投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資
(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)
 - …組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法
 - 関係会社株式
 - …移動平均法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - 定額法
 - 無形固定資産
 - 定額法 ただし、ソフトウェアについては、見込利用可能期間5年以内の定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えて、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 投資損失引当金……………関係会社への投資に対する損失に備えて、当該会社の財政状態および回収可能性を勘案して計上しております。
 - 賞 与 引 当 金……………従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額に基づき計上しております。
 - 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えて、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に5年）による定額法により按分した額を、発生年度の翌期から費用処理しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は主に子会社の経営管理を行っております。経営管理にかかる契約では、子会社に対し経営・企画等の指導を行っており、当該サービスの経済的便益は契約期間に亘り均しく提供されることから、時の経過によって測定される履行義務の充足に伴って、収益を認識しております。

3. 会計方針の変更等に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該変更による計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更および耐用年数の変更)

有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法については、従来、当社では定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しておりましたが、当期から定額法に変更しております。

ヤマトグループは、中期経営計画「Oneヤマト2023」に基づき、顧客セグメント単位の全体最適な組織に変革し、経営のスピードをより速めるため、2021年4月にヤマト運輸株式会社がグループ7社の吸収合併、および吸収分割を実施し、「Oneヤマト」としての経営体制へ移行しました。これを契機として、国内の有形固定資産の使用状況を検討しました。

その結果、国内における資産の使用状況は安定的に推移すると見込まれるため、定額法による費用配分が、資産の使用実態をより合理的に反映できると判断し、定額法に変更しております。

また、当社は、有形固定資産の減価償却方法の変更の検討を契機に、有形固定資産の使用実態の調査を行った結果、当期から、一部の車両について耐用年数をより実態に即した経済的使用可能予測期間に基づく耐用年数に見直し、将来にわたって変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当期の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ89百万円増加しております。

4. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、すべてのサービスにおいて取引の対価に重大な金融要素や変動対価は含まれておらず、子会社との契約に係る取引の対価は主として各四半期末に収受しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社株式の評価）

（1）当期の計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当期に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式	293,118百万円
投資損失引当金	△1,874百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、原則として、移動平均法による原価法により評価しておりますが、実質価額が低下した場合には、当該会社の事業計画等の見積りに基づき、評価損計上の要否を判断しております。株式の評価損計上の要否の判断において、事業計画等の見積りについて一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 追加情報に関する注記

（業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」について）

当社は、取締役（社外取締役を除く）および、取締役を兼務しない執行役員等（以下「役員」）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（Board Benefit Trust））」を導入しております。

当該制度の概要については、連結注記表の「4. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

7. 貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額	747百万円
（2）保証債務残高	
① 通運計算契約に基づく連帯保証	300百万円
② 借入金等に対する債務保証	304百万円
（3）関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	4,378百万円
長期金銭債権	23,328百万円
短期金銭債務	73,037百万円

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業収益	47,873百万円
	営業費用	3,678百万円
	営業取引以外の取引高	2,217百万円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(注)	17,550	4,533	0	22,084

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 (当期首483千株、当期末483千株) が含まれております。

普通株式の自己株式の株式数の増加4,533千株は、自己株式の買付による増加4,533千株などであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1百万円
未払事業税	43
退職給付引当金	36
投資有価証券評価損	797
関係会社株式	59,894
その他の	1,593
小計	62,367
評価性引当額	△ 62,367
計	—

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 2,313
その他の	△ 192
計	△ 2,506

繰延税金資産 (△負債) の純額 △ 2,506

11. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

種類	会社の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容
						役員の内兼任等
子会社	ヤマト運輸(株)	東京都中央区	50,000	個人および中小法人顧客向け宅配事業 大規模法人顧客向け運送事業	所有 直接 100.0%	兼任 2名
子会社	ヤマトシステム開発(株)	東京都江東区	1,800	システムの開発	所有 直接 100.0%	兼任 1名
子会社	ヤマトクレジットファイナンス(株)	東京都豊島区	500	割賦金融業	所有 直接 70.0%	なし
子会社	ヤマトオートワークス(株)	東京都中央区	30	車両管理サービス事業	所有 直接 100.0%	兼任 1名
関連会社	ヤマトホームコンビニエンス(株)	東京都中央区	100	引越および生活関連事業	所有 直接 49.0%	兼任 1名

(単位：百万円)

種類	会社の名称	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
		事業上の関係				
子会社	ヤマト運輸(株)	経営管理	経営管理料の受取	7,915	-	-
			事務委託手数料等の支払	2,660	営業未払金	244
			賃貸料収入	1,520	その他の流動資産	190
			資金貸借	△90,053	預り金	33,582
			利息の支払	1		
			ソフトウェアの売却	6,043	-	-
子会社	ヤマトシステム開発(株)	経営管理	資金貸借	4,012	預り金	23,549
			利息の支払	0		
子会社	ヤマトクレジットファイナンス(株)	経営管理 資金の貸付	運転資金の貸付	5,300	短期貸付金 長期貸付金	3,052 18,088
			運転資金の返済	3,081		
			利息の受取	21		
子会社	ヤマトオートワークス(株)	経営管理	資金貸借	2,207	預り金	8,520
			利息の支払	0		
関連会社	ヤマトホームコンビニエンス(株)	資金の貸付	運転資金の貸付	3,986	-	-
			利息の受取	21		
			貸付金の債権放棄	24,793		

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- ① 経営管理料および事務委託手数料等については、業務内容等を勘案し、双方協議の上合理的に決定しております。
- ② 賃貸料収入については、市場実勢を勘案して決定しております。
- ③ 預り金および貸付金の金利については、市場金利に基づき決定しております。
- ④ 資金貸借の取引金額は期中の純増減額を記載しております。
- ⑤ ヤマト運輸株式会社に対するソフトウェアの売却は、帳簿価額を基に売却価格を決定しております。
- ⑥ ヤマトクレジットファイナンス株式会社に対する運転資金の返済の取引金額は期中の純増減額を記載しております。

- ⑦ ヤマトホームコンビニエンス株式会社に対する運転資金の貸付の取引金額は期中の純増減額を記載しております。
- ⑧ ヤマトホームコンビニエンス株式会社への貸付金に対し、当期全額債権放棄を実施しております。
- ⑨ 子会社の事業損失に備えるため、貸付金に対し、当期において、貸倒引当金繰入額411百万円を計上しております。なお、貸倒引当金の残高は2,605百万円となっております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 847円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 127円32銭 |

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式および1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式については、自己名義所有株式分を控除する他、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式（当期末483千株、期中平均株式数483千株）を控除して算定しております。

2. 「3. 会計方針の変更等に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84条ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当期の1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額への影響はありません。